

## 環境回復・エネルギー対策特別委員会中間報告書

平成26年12月19日

福島県議会議長 平出 孝朗 様

環境回復・エネルギー対策特別委員会  
委員長 阿 部 廣

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力災害は本県に甚大な被害をもたらし、3年9か月を過ぎた今日に至ってもなお原子力災害は収束しておらず、県民生活に深刻な影響を与え続けている。

この原子力災害の影響により、現在においてもなお多くの県民が県内外への避難を強いられている状況にあるが、県民が一日も早く住み慣れたこの福島の地で安心して生活ができるよう、除染等による環境回復を迅速に進めるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故を早期に収束させる必要がある。

また、本県では、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を実現するため、再生可能エネルギーの普及拡大や研究拠点及び関連産業の集積・育成を図ることなどにより、「再生可能エネルギー先駆けの地」を目指していることから、原子力に代わるエネルギーのあらゆる可能性を模索するための調査・検討を重ねる必要がある。

本委員会は、本県の復興・再生に向けて、環境回復・エネルギー対策について調査するため、昨年12月17日に設置され、以降10回の委員会を開き、これまでの関係当局の取組等について調査を行った。

本委員会のこれまでの調査を通じて、環境回復・エネルギー対策に関し早急に取り組むべき課題が明らかになったことから、今後施策に反映させるべき意見について中間の取りまとめを行ったので以下のとおり報告する。

## 1 環境回復・廃炉安全監視対策について

### (1) 除染・環境回復の推進

ア 県内の除染については、国直轄除染、市町村除染に関わらず、県土の環境を回復するという強い意志のもと、県が広域自治体としての責任を持って現場の確認に努めるなど積極的に関わりを持つべきである。

特に、国直轄除染の実施状況確認調査については、調査回数を増やし、より厳しい観点から現状の把握に努めるべきである。

イ 除染の加速化のため、市町村により異なる除染の手法、元請業者と下請業者の関係、除染従事者の管理など市町村除染における共通課題の実態を積極的に把握するとともに、関係機関と連携しながら、課題の解消に努めるべきである。

ウ 追加的除染については、先行的取組並びに除染効果の確認を迅速に行うとともに、より具体的な進め方を県及び関係市町村に対し早急に示すよう国に強く求めるべきである。また、追加的除染は住宅除染だけではなく、農地など、住宅の周辺地域にまで範囲を広げるべきである。

エ 今後、市町村が実施するため池の放射性物質対策については、技術的支援のみならず、国と連携しながら、人的支援を行うべきである。

オ 除染及び除染廃棄物減量化の技術開発については、産学官の連携を推進し、優れた技術を積極的に取り入れるとともに、除染の研究に取り組む研究機関等に対し、県内での実証実験がしやすい環境の提供について検討するべきである。

### (2) 廃棄物等の処理

中間貯蔵施設への除染廃棄物等の搬入の時期が明確でない状況のもと、仮置場及び住宅敷地等への保管期間の長期化が懸念されることから、仮置場等の適正管理及び安全対策について取り組むべきである。

### (3) 廃炉に向けた安全監視対策

ア 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策は、国が最優先で取り組むべき課題であることから、国及び東京電力（株）が現地での指揮体制強化を図るとともに、廃炉に向けた取組を安全かつ着実に実施するよう、引き続き強く求めるべきである。

イ 昨年8月の東京電力福島第一原子力発電所3号機のがれき撤去作業の際、放射性物質が周辺地域に飛散し、このことが南相馬市で収穫されたコメの一部から基準値を超える放射性セシウムが検出された原因となった可能性が指摘されていたことから、いまだ明らかになっていないその原因の早期究明や、今年10月に着手した1号機原子炉建屋カバーの解体に際する放射性物質の飛散防止対策と周辺環境のモニタリングの強化を国及び東京電力（株）に対し求めるとともに、県としても厳しく監

視を続けるべきである。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において作業上のミス等によるトラブルが相次いで発生していることから、その根本的な原因究明と対策を求めるとともに、県としても、原因と対策について検証するべきである。

エ 県としても、専門家委員の増員、専門職の採用等により福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会、原子力安全関係部局の専門性をさらに高めるとともに、東京電力（株）が提供する測定データ等の確認・分析を直接行うなど、厳しく監視できる体制を整備するべきである。

## 2 再生可能エネルギーの推進について

### (1) 再生可能エネルギーの導入拡大

ア 本県が復興の大きな柱と位置付ける再生可能エネルギーの飛躍的推進とその「先駆けの地」実現のため、再生可能エネルギー固定価格買取制度の堅持と系統接続保留の早期解除、送配電網の増強など必要な措置を国及び電力会社に対し、引き続き強く求めるべきである。

イ 本県の再生可能エネルギーを飛躍的に推進するため、送配電網を効率的に活用することにより系統接続の問題を緩和し、県として、産学官と連携しながら、分散型電源システム等の導入拡大などを積極的に進めるべきである。

ウ 県内への太陽光発電設備等再生可能エネルギー関連設備の設置に関し、地元住民との合意のもとに事業を進める仕組みをつくることはもちろん、県外事業者の参入により、県内事業者の取組が阻害される懸念があることから、引き続き、県内事業者の技術力の向上や事業拡大を支援するとともに、農林地等の乱開発を防止するため、法令に則り、土地取引及び開発の適正な審査・指導を行うべきである。

エ 県は、当面営農が困難な農地に太陽光発電設備を設置して有効活用を図りたいという農業者の希望等の実現に向けた農地転用の円滑化を図るため、農地転用等の計画を盛り込んだ市町村の復興整備計画の策定を支援すべきである。

### (2) 将来の再生可能エネルギーの研究・開発

独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）福島再生可能エネルギー研究所と連携し、最先端の水素エネルギーに関する取組を推進するべきである。